

## 経営事項審査の取り扱いについて

公共工事を請け負おうとする者は、建設業法に定める「経営事項審査」を受けることが義務付けられており、営業年度が終了する都度、経営事項審査の申請を行う必要がありますが、平成16年3月1日から建設業法の改正に伴い経営事項審査制度が改正され、総合評定（P点）通知の請求は、建設業者の任意によるものとなりました。

この改正による本市の入札参加資格審査における取り扱いとして、平成16年3月1日以降に申請を行った経営事項審査は、総合評定値（P点）を請求し、その通知を受けていることが必要となりますので、経営事項審査の申請の際には、必ず総合評定値通知の請求を併せて行ってください。

問い合わせ先

札幌市財政局管財部契約管理課

電話 011 - 211 - 2152